

パレット市民劇場・那覇市民ギャラリー

感染症拡大予防ガイドライン 第8版 ・ ガイドライン

パレット市民劇場・那覇市民ギャラリー
指定管理者 久茂地都市開発株式会社

1. 催し物主催者が行う感染防止対策

①劇場・ギャラリーの利用中は、主催者（施設借用者）が責任をもって感染防止対策を行ってください。対策内容は、国や県が提示する基本的な感染防止策（次頁3.）に示されている項目の実施とともに、個々の催し物内容に合わせて考慮し、適切な対策を各自実施してください。劇場・ギャラリーは、人が集まる施設であることを認識し、体調不良者には来場を控えて貰う必要性があることを事前に周知し、体調不良者の入場を防止できるように対応策を講じてください。

【対策例】

- ・入場時の検温、体調確認、手指の消毒等の実施。
- ・チケット代金の払い戻し条件等の諸条件の周知等。

【対策内容を考慮する必要がある催し物例】

- ・収容率が高い催し物
- ・高齢者ほか、感染リスクの高い来場者が見込まれる催し物
- ・各種表現方法の催し物：弦楽、声楽、吹奏楽、演劇、ダンス、カラオケ、講演会、展示会等

※施設での対策方法例詳細を確認希望の場合は、施設管理者までお問い合わせ下さい。

②主催関係者（出演者、運営スタッフ、受付係、舞台技術担当者）に発熱・体調不良等の症状が見られ、感染が疑われる場合は、該当者に参加を控えるよう促し、国や自治体等の対応指針に沿って対応してください。関係者に感染症罹患が判明した場合の「代役を立てる」または「催し物を中止する」等の対応方法や、来場予定者への周知方法等を各主催者は事前に検討し、混乱無く運営ができるよう準備をしてください。

③催し物開催日直近の国・県による感染症拡大防止の通知・要請に準じてください。

【参考：沖縄県の対処方針等：イベントの開催制限等について】

<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/20200828.html>

2. 収容率について

劇場・ギャラリーの最大収容率（定員に対する割合）は、催し物開催日直近に発表されている国及び県による感染症拡大防止等の通知・要請に準じてください。楽屋、通路、ホワイエ（ロビー）においても、各広さに応じて密にならないよう人数を調整してください。

【各施設定員】

パレット市民劇場	最大 403 名（固定席 387、可動席4、車いす席 2～6、親子観覧室2部屋8名）※立ち見禁止
那覇市民ギャラリー 第1展示室	29 名
那覇市民ギャラリー 第2展示室	73 名
那覇市民ギャラリー 第3展示室	19 名

【劇場控室広さ】

※各部屋の図面をホームページにて公開しています。

第1楽屋：22 m ² (12 畳)	第2楽屋：25.6 m ² (14 畳)	第3楽屋：11 m ² (6 畳)	練習室：56.63 m ² (31 畳)
-------------------------------	---------------------------------	------------------------------	---------------------------------

3. 基本的な感染防止策

- ①以下の「三つの密」をいずれも回避するよう対応してください
 - ・密閉空間（換気状況により生じる密閉場所）
 - ・密集場所（多くの人が密集する場所）
 - ・密接場面（近距離での長時間の会話や大声での発声場面）
- ②手指の消毒、手洗い
- ③必要に応じたマスクの着脱
- ④咳エチケットの励行
（咳、くしゃみをする場合に、マスクやハンカチ等で口を覆い、飛沫を防ぐ）
- ⑤相互の人と人が触れ合わない程度の距離の確保
- ⑥常時換気の徹底
- ⑦各自で検温を励行し、発熱や体調不良がある場合は外出を控える等の対応をとる。
発熱目安：検温時に 37.5 度以上、または自身の平熱より高い体温の場合
体調不良：咳、のどの痛み、呼吸困難、倦怠感、鼻汁・鼻づまり、味覚・嗅覚障害、等。

4. 施設管理者の取り組み

- ①感染拡大防止策の周知・広報。
- ②催し物主催者（劇場・ギャラリー借用者）への具体的な対策例の提示。
- ③検温機、CO2 測定機、アクリル板衝立など、感染防止備品の主催者への無料貸出し
※消耗品（消毒液、マスク等）は、主催者が適時用意する。
- ④その他、国、各都道府県において示されている感染症に対する対処方針に準じる。

5. 感染症の影響を理由とするパレット市民劇場・那覇市民ギャラリーの利用キャンセル、会場閉鎖時の対応について

- ①感染症の影響を理由として利用の取りやめを行った場合も、下記の施設利用料がかかることを了承し、利用申請を行ってください。

利用日から 30 日前までの取りやめ申請：施設利用料の半額を支払う

利用日から 30 日を切った取りやめ申請：施設料の全額を支払う

- ②感染症の影響により、施設閉鎖になった場合は、施設利用料返還以外の責を施設管理者である指定管理者は、負わないことを了承し、利用申請を行ってください。

以上。